

南砺市農業委員会告示第7号

空き家に付随する農地の別段の面積及び区域の指定解除について

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により、別段の面積の設定区域として指定した下記区域について、別段の面積の設定区域の指定を解除する。

令和4年3月25日

南砺市農業委員会
会長 前川 十一

- 1 設定区域 是安 1437、安居 147-3
- 2 解除理由 空き家に付随した農地として別段の面積の設定区域に指定したが、農地法第3条第1項の規定による許可を受け、空き家と共に所有権移転登記が完了したため。